

長崎市立西北小学校

育友会会則

◆会則はお子さまの卒業時まで大切に保管をお願いします

第一章 <総 則>

第 1 条 (名称)

この会は、長崎市立西北小学校育友会とよび、事務局を西北小学校におく。

第 2 条 (目的)

この会は、父母と教職員が協力し、家庭・学校・社会における児童の健全な成長発達をはかるとともに、会員相互の教育を高め親睦をはかることを目的とする。

第 3 条 (会員)

この会は、本校児童の父母または、それにかわるもの（保護者）と本校教職員をもって組織する。なお、会員は登下校サポーターとして登録され、会員証兼登下校サポーター登録証兼来校者証として「登下校サポーターワッペン」を配布される。

第二章 <事 業>

第 4 条 (事業)

この会は、第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 会員の研修ならびに教養の向上に努めるとともに、会員相互の意思の疎通をはかるため、各種の広報活動を行う。
2. 学校内外の児童の安全確保及び教育的環境の整備に努める。（交通安全父母の会の仕事も兼任する）
3. 児童の健康増進の対策をたてるとともに、会員のための体育行事を企画運営し、その親睦をはかる。
4. 児童の校外生活の指導及び地区環境の浄化に努める。
5. その他この会の目的を達成するために必要な活動を行う。

第三章 <役 員>

第 5 条 (役員)

この会の役員は、次のとおりとする。

1. 会 長 1 名
2. 副会長 4～5名
3. 理 事 若干名
 - a) 各学年委員長
 - b) 各専門部部長
 - c) 教職員代表
 - d) 事務局委員（事務局長・事務局次長・庶務・会計・書記）
4. 学級委員（事務局役員選考委員を兼ねる） 若干名

5. 専門部委員 若干名
6. 会計監査 2 名

第 6 条（選出）

役員の選出は、次のとおりとする。

1. 会長・副会長・会計監査は評議員会で会員の中から選出し、会の承認を受ける。
2. 各学年の委員長は、各学年の学級委員で互選する。ただし、残りの学級委員は事務局役員選考委員を兼務する。
3. 各専門部の正部長は、各専門部委員で互選する。
4. 教職員代表の理事は、若干名を教職員で互選する。
5. 学級委員と専門部委員は、若干名を各学級の保護者で互選する。
6. 事務局員は、会長が委嘱、評議員会および総会の承認を受ける。
7. 副会長を特別な場合で、5名にする場合は会長が一任

第 7 条（任務）

役員の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は、この会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは代理を務める。
3. 理事は、会務の企画調整をはかる。
4. 学級委員は、学級会及び学年会の企画運営にあたるとともに専門部との連携をはかる。
5. 事務局役員選考委員に選出された学級委員は、会長・副会長と協力して次期事務局役員を選出する。
6. 専門部委員は、第4条（事業）の企画運営にあたるとともに学年及び学級会に協力し連携をはかる。
7. 会計監査は、この会の会計事務を監査し、評議員会ならびに総会に報告する。
8. 退任後、新役員を積極的に支援する。

第 8 条（校長）

校長は、顧問として役員会に出席し意見を述べることができる。

第 9 条（教職員）

教職員は、学級・学年・専門部に所属し、会の企画運営に協力する。

第 10 条（任期）

役員の任期は次のとおりとする。

1. 会長 ・ 副会長 ・ 事務局委員（庶務 ・ 会計 ・ 書記）の任期は二年とする。ただし再任は妨げない。
2. 学級委員 ・ 専門部委員 ・ 会計監査 の任期は一年とする。
3. 会長 ・ 副会長 ・ 事務局委員（庶務 ・ 会計 ・ 書記）の任期を二年務めた場合、年数の経過に関わらず、同一世帯の児童について、以後の児童在学期間及び、後に入学する児童の在学期間において役員を免除とする。
4. 会長 ・ 副会長 ・ 事務局委員（庶務 ・ 会計 ・ 書記）が、心身の健康上の理由で任期満了までの継続が不可能と事務局長又は会長が判断した場合、役員を辞退することを認める。この場合、任期のうち一年以上務めた場合は役員を免除とするが、自己都合による辞退は免除対象とはならない。
5. 会長 ・ 副会長 ・ 事務局委員（庶務 ・ 会計 ・ 書記）が、任期中に辞退した場合、欠員の補充は事務局長又は会長に一任する。
6. 学級委員 ・ 専門部委員が、心身の健康上の理由で任期満了までの継続が不可能と事務局長又は会長が判断した場合、役員を辞退することを認める。この場合、補欠役員が任務を引き継ぐこととする。転出に伴う辞退も同様に補欠役員が引き継ぐこととする。

第四章 ＜会 議＞

第 11 条（会議）

会議は、次のとおりとする。

1. 総会は本会の最高議決機関であり、毎年度当初に開催し、重要事項の議決をする。ただし、会長が必要と認めた時または評議員の三分の二以上の要請があった時は、臨時に開催することができる。
2. 評議員会は、総会に次ぐ議決機関であり、会長 ・ 副会長 ・ 顧問理事 ・ 学級委員 ・ 専門部委員で構成し、重要事項の審議をする。この会は、会長が必要と認めた時または理事の過半数の要請があった時に開催する。
3. 理事会は、会長 ・ 副会長 ・ 理事で構成し、会の運営に必要な事項を審議する。またこの会は、会長が必要と認めた時、または理事の過半数の要請があったときに開催する。
4. 学級及び学年会は、学級委員と担任教師が相談して開く。
5. 専門部会は、各専門部委員で構成し、部長が必要と認めた時に開く。
6. 総会及び評議員会は、構成員の三分の二以上の出席（委任状を含む）をもって構成することとする。

第五章 ＜専門部会＞

第 12 条（専門部会）

この会は、第 4 条の活動を行うため、次の専門部会を設けた企画運営にあたる。

1. 広 報 部 会員相互の意思の疎通をはかるため意見交換の提供し広く広報活動を行う。
2. 生 活 部 会員の教養の向上に努めると共に、会員相互の親睦をはかるための活動を行う。
3. 保健体育部 児童及び保護者の健康増進の対策をたてると共に会員のための体育行事を企画運営し、その親睦をはかる。
4. 交通安全指導部 児童の校外生活の指導 ・ 健全育成ならびに事故防止に努める。（交通安全母の会の仕事も兼務する）

第六章 ＜会 計＞

第 13 条（経費）

この会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

第 14 条（会費）

この会の会費は、総会において定める。

第 15 条（予算 ・ 決算）

この会の予算は、評議員会の審議を経て総会の議決を得る。決算は、評議員会の審議を経て総会の承認を受ける。

第 16 条（会計年度）

この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第七章 ＜付 則＞

第 17 条（特質）

この会は、厳密な教育団体であるから、宗教や政党の色彩はない。

第 18 条（会則変更）

この会の会則変更は、総会の議決を必要とする。

第 19 条 （災害補償）

育友会（PTA）が主催する催しや諸活動における災害が発生した場合、長崎県
PTA 連合会安全互助会の補償範囲内において補償する。

第 20 条 （施行）

この会則は、昭和 35 年 5 月 14 日から施行する。

昭和 46 年 5 月 6 日	一部改正
昭和 52 年 5 月 27 日	一部改正
昭和 53 年 6 月 10 日	一部改正
昭和 56 年 5 月 25 日	一部改正
昭和 57 年 5 月 4 日	一部改正
昭和 58 年 1 月 24 日	一部改正
平成 7 年 2 月 7 日	一部改正
平成 9 年 4 月 28 日	一部改正
平成 7 年 2 月 7 日	一部改正
平成 14 年 5 月 8 日	一部改正
平成 18 年 5 月 9 日	一部改正
平成 20 年 5 月 7 日	一部改正
平成 22 年 5 月 6 日	一部改正
平成 28 年 3 月 8 日	一部改正
平成 29 年 3 月 6 日	一部改正
平成 30 年 5 月 2 日	一部改正
令和 8 年 3 月 6 日	一部改正

西北小学校育友会慶弔規定

1. 西北小学校育友会会員により構成する。
2. 育友会会員間の望ましい人間関係の樹立と社会慣習を行うことを目的とする。
3. 本規定では、次の事項を行うものとする。
 - 1) 死亡に際して
会員 ・ 児童の死亡の場合 5,000円
 - 2) 病氣見舞いとして
会員 ・ 児童の入院の場合(1ヶ月以上) . . . 2,000円
 - 3) 教職員の転職に際して 3,000円相当の記念品
(花束等)
 - 4) この規定は、昭和62年度4月から実施する。